

修学支援新制度(日本学生支援機構給付奨学金・授業料等減免)募集要項

【2026 年度在学者用 給付奨学金案内】

奨学金を出願する方は必ず「給付奨学金案内」を確認してください。

<https://s.rikkyo.ac.jp/kyuufuannai26>

1. 出願について

「給付奨学金案内」を確認し、制度を理解したうえで出願してください。大学が定める「学業成績基準について(別紙)」の基準を満たしている必要があります。2026 年度春学期に休学中の方、休学を予定している方は出願できません。復学後に出願してください。

給付奨学生に採用されると、「授業料等減免」の支援も受けることができます。2026 年度授業料等減免額が確定するまで学費の徴収は猶予されます。「区分見直し」により 2026 年 10 月以降の支援区分が決定した後、授業料等減免額を確定します。減免額が確定後、精算(減免額を学費未納分に充当し、差額を請求、または超過分を預金口座振替登録先に還付)となります。詳細は減免額確定後に送付する認定結果通知書をご確認ください。学費に関するご質問等は、池袋キャンパス財務部経理課(03-3985-2237)にお問い合わせください。

2. 出願から採用までの流れ ※締切厳守

	期限	
1	4/9(木)～ 4/30(木)	募集要項一式、「奨学金確認書兼地方税同意書」を受け取る
2	4/14(火)～ 4/30(木)	必要書類を準備して出願する(ID・PW 受け取る)
3	5/25(月)	奨学金の申込(スカラネット)
		マイナンバー情報登録(スカラネット)
4	6/1(月)必着	「奨学金確認書兼地方税同意書」を日本学生支援機構へ簡易書留で送付する
5	6 月中旬～下旬	経理課から送付する奨学金サイト「ガクシー」招待メールを確認し、アカウントを作成する
6	7 月上旬	採否結果が立教時間からメール配信される 授業料等減免認定結果通知がガクシーを通じて送られる
7	7/10(金)	初回振込

3. 多子世帯の大学等の授業料等無償化について

「多子世帯の大学等の授業料等無償化」の希望者は修学支援新制度(給付奨学金・授業料等減免)への出願が必要です。

生計維持者の扶養する子どもの数が 3 人以上であり、出願する学生本人が生計維持者に扶養されている世帯が対象となります。詳細は「2026 年度「定期採用」に出願される皆さんへ」(ピンク別紙)をご確認ください。

4. 出願にあたっての注意事項

家計審査 : 原則として 2024 年 1 月～12 月の所得に基づき、日本学生支援機構が審査を行います。
転職等の事情は考慮されません。

家計急変 : 生計維持者の死亡、事故、病気、非自発的失業などで現在の家計が急変している場合は、
出願手続きを進める前に速やかに奨学金窓口へ相談してください。

支援区分の見直し : 支援区分は毎年 10 月に更新されます。採用時の支援区分が続くわけではなく、毎年 10 月
に支援区分が変更となることや、支援停止となる可能性があります。

5. 採否結果の通知

採否については、7 月上旬に立教時間からメールでご連絡いたします。

初回振込 7 月 10 日 (金) ※初回振込月に 2026 年 4 月から 7 月分まで、まとめて振り込まれます。

※出願手続に不備がある場合、採否結果の通知が遅れる場合があります。

なお、授業料等減免に関する認定結果通知は奨学金サイト「ガクシー」を通じてメール送付します。経理課から
立教大学メールアカウント宛に 6 月中旬頃に送付する招待メールを必ず確認し、アカウントの設定を完了させて
ください。

6. 採用後の手続き

奨学生証など採用書類を配布します。詳細については立教時間からメールでご連絡いたします。奨学金が採用
になると、様々な手続きが必要となります。定められた期日内に手続きを行わない場合、奨学金および授業料等
減免の支援が停止される場合があります。立教時間から配信されるメールを必ず確認してください。

7. 採用後の留意事項＜重要＞

休学・留学 : 休学・留学期間は別途手続きが必要です。留学が決定した時は速やかに申し出てください。

適格認定 (学業) : 毎年度末、学業成績等に関する適格認定が行われます。適格認定の結果により、奨学金・授
業料等減免の支給が打ち切りとなる場合があります。

併給調整 : 給付奨学金に採用となり、第一種貸与奨学金を受けている場合は支援区分に応じて貸与額は
0 円または減額となります。詳細は、「給付奨学金案内」P.18～20 を参照ください。

採用後の手続き

☆ 「自宅外通学」を選択する場合も、採用時は「自宅通学」の支給額が振り込まれます。期日までに自宅
外証明書類が提出され、不備なく審査が終了した後に、差額がまとめて振り込まれます。

☆ 在籍状況や通学形態等について定期的に報告が必要となります。期限までに報告がない場合、給付奨
学金の支給は止まります。

8. その他注意事項

奨学金受給者となった方には、大学が支給する奨学金との併給制限が実施される場合があります。

【問い合わせ先】 学生課日本学生支援機構奨学金担当
池袋キャンパス 5 号館 1 階 (月～金 9:00～17:00) TEL 03 - 3985 - 4461
新座キャンパス 7 号館 2 階 (火・木 9:00～17:00) TEL 048 - 471 - 7125